

本校の施設開放に団体として登録を希望される方は、必ずお読みください。

★ 施設開放登録希望団体の資格要件

- ア 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- ウ アマチュア活動を目的としている団体
- エ 営利を目的としない団体
- オ 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- カ その他運営委員会が定める条件を満たす団体であること。

★ 施設開放登録を希望する団体の区分

団体区分	定義
地域スポーツクラブ	主に「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体で、都が区市町村を対象に行う調査結果により把握し、 <u>文部科学省に「総合型地域スポーツクラブ」として報告している団体</u>
地域青少年スポーツ団体	「地域」に在住・在勤・在学する青少年(児童・生徒・高校生相当の18歳まで)を主な構成員とする10名以上の団体及び主に「地域」に在住する者で構成された青少年の健全育成を目的とする者で構成された10名以上の団体
地域スポーツ団体	主に「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
障害者団体	障害のある人または障害のある人を支える人で構成された5名以上の団体
スポーツ団体一般	スポーツ活動を目的とした10名以上で構成された広域団体

「地域」とは本校では「武蔵野市、三鷹市、西東京市及び小金井市」とします。

★ 管理指導員について

(1) 配置

- ア 開放に当たっては、管理指導員を配置するものとする。
- イ 管理指導員の配置は、原則として1回1名とする。

(2) 委嘱

管理指導員は、原則として登録申請をする団体の中から選出し、運営委員長が委嘱する。（登録を希望する団体は「登録団体構成表」の推薦する人の番号に「○」印を付けて出してください）

(3) 役割

管理指導員の役割は、次のとおりとする。

- (ア) 使用施設の開錠、施錠等に関すること。
- (イ) 使用施設・用具の管理に関すること。
- (ウ) 使用者の施設使用上の管理及び安全確保に関すること。
- (エ) 使用者の規律保持に関すること。
- (オ) 「管理指導日誌〔施開様式9〕」の記入に関すること。
- (カ) 開放施設の使用に際し、施設又は備品等をき損、滅失又は汚損等したときは、直ちに運営委員長に報告すること。
- (キ) その他運営委員長が指示すること。

★ 優先開放について

地域スポーツ振興の観点から、「地域スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）」については、希望日に複数の団体から利用申請があっても、優先的に使用承認をします。